

倉吉市上下水道局告示第5号

倉吉市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和4年3月31日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
別紙のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
別紙のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式（汚水）
- 5 下水の処理が開始される流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517  
名称 天神浄化センター
- 6 縦覧場所  
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）

下水を排除及び処理すべき区域

No.	町名	地番
①	上井	550-9
②	上井	523-13
③	上井	550-39
④	上井	550-42
⑤	上井	550-43
⑥	上井	550-44
⑦	福庭町1丁目	235
⑧	生田	326-1
⑨	小鴨	81-1
⑩	中河原	484-8
⑪	中河原	519-1
⑫	中河原	519-3
⑬	西倉吉町	164-2
⑭	丸山町	625
⑮	中江	53-1
⑯	中江	52
⑰	大鳥居	1680-1
⑱	鍛冶町2丁目	2896-11
⑲	大谷	219-1
⑳	西福守町	602-7
㉑	福光	699-26
㉒	不入岡	815-48
㉓	不入岡	815-49
㉔	不入岡	815-50
㉕	福山	163-2
㉖	八屋	161-1
㉗	八屋	161-2